

重 要 事 項 説 明 書

(指定通所リハビリテーション用)

(指定介護予防通所リハビリテーション用)

事 項	説 明 内 容									
1. 施設名	群馬県知事許可 「通所リハビリテーション」 事業所 群馬老人保健センター 陽光苑									
2. 代表者名	管理者 小湊 慶彦									
3. 所在地	〒371-0847 前橋市大友町三丁目26-8 電話 027-253-3317 Fax 027-254-3302									
4. 事業の目的 及び運営方針	(目的) 要支援・要介護と認定された者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は予防に役立つよう居宅サービス計画に基づき事業を行います。 (運営方針) 利用者が居宅で自立した日常生活が営めるよう理学療法・作業療法等必要なリハビリテーションを行うことにより心身の機能の維持回復を図ります。									
5. 施設の概要	○ 敷 地 4, 874㎡ ○ 建 物 鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積 1, 258㎡ 利用定員 60名 ○ 主な設備 ・ 浴室（一般・機械浴） 76㎡ ・ 食 堂 100㎡ ・ レクリエーションルーム 51. 34㎡ ・ 機能訓練室 60.0㎡ ・ デイルーム 77.94㎡ ・ 診察室 12㎡ ・ サービスステーション 16㎡ ・ ボランティアルーム 24㎡ ・ 家族介護教室 33㎡ など									
6. 職員の職種、 職員数及び 職務内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th><th>人 員</th><th>職 務 内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苑 長 (施設長)</td><td>1 名</td><td>・ 苑を代表し、苑務を総括する。</td></tr> <tr> <td>医 師</td><td>1 名以上</td><td>・ うち1名は副施設長（管理者）として職員の指揮監督等を行う。 ・ 看護師を指導し、利用者の病状の管理・診察を行う。</td></tr> </tbody> </table>	職 種	人 員	職 務 内 容	苑 長 (施設長)	1 名	・ 苑を代表し、苑務を総括する。	医 師	1 名以上	・ うち1名は副施設長（管理者）として職員の指揮監督等を行う。 ・ 看護師を指導し、利用者の病状の管理・診察を行う。
職 種	人 員	職 務 内 容								
苑 長 (施設長)	1 名	・ 苑を代表し、苑務を総括する。								
医 師	1 名以上	・ うち1名は副施設長（管理者）として職員の指揮監督等を行う。 ・ 看護師を指導し、利用者の病状の管理・診察を行う。								

	事務員	3 名以上	・庶務・会計・介護報酬等の請求事務等を行う。
	支援相談員	1 名	・利用者及び家族の処遇上の相談、入退所事務、レクリエーション指導等を行う。
	看護師	1 名以上	・医師の指導のもと利用者の看護（介護）及び保健衛生業務を行う。
	介護員	10 名以上	・利用者の生活全般及びレクリエーション指導・介護の業務を行う。
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3 名以上	・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による機能訓練を行う。
	管理栄養士	1 名以上	・給食・献立の作成及び栄養指導を行う。
	職員の研修体制 全国老人保健施設協会の施設大会、基礎研修、実地研修等、群馬県老人保健施設協会の施設大会、各種研修会、その他専門分野の各種講習会、講演会等への職員の研修派遣を行っています。又職位別、職種別の研修他、研修委員会で定期的な研修を開催、職員の資格取得についても支援を行い、職員の資質の向上を図っています。		
7. 営業日及び 営業時間	原則 月曜日から土曜日(元日は除く) 午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 5 時 午前 9 時 3 0 分 ～ 午後 3 時 3 0 分までをサービス提供時間		
8. 「通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション」の内容	〈病状管理〉 医師等による利用者の病状管理等を行います。 〈食事介助〉 利用者各人に合った昼食の提供や介助を行います。 〔 常食に替わって誕生会、おたのしみ会、バイキング等多彩な特別メニューでお楽しみいただく日があります。 〕 〈入浴介助〉 利用者の状況に応じて一般浴又は機械浴を実施します。 〈排泄介助〉 適時、適切なおむつ交換、排泄介助を行います。		

	〈機能回復訓練〉 理学療法士や作業療法士等が密度の濃い、きめ細かい指導訓練を行います。 〈レクリエーション〉 玉入れ等各種遊技、合唱、カラオケ、音楽療法、ボランティアによる演奏、コーラス、舞踊等を行います。 〈行事〉 誕生会、節分、節句、桜の花見、バラ園散歩、夏祭り、十五夜、運動会、餅つき大会、クリスマス会等を行います。							
9. 利用料及びその他の費用の額	別紙のとおり							
10. 通常の事業実施地域	前橋市(旧大胡町・旧宮城村・旧粕川村及び旧富士見村の区域を除く。)、旧群馬町、吉岡町							
11. 身体の拘束等	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、利用者又は家族に対し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を説明し、同意を得るとともに、その経緯を記録しておくものとします。							
12. 緊急時における対応方法	・施設長は、火災等の災害発生に際しては、消防署等に連絡をするとともに緊急時連絡網により全職員を召集し、自衛消防隊等によって利用者の生命等の安全確保を図ります。 ・施設長は、利用者の状態等、緊急措置を要する場合には、直ちに併設病院と連携し、必要な措置を講ずるよう努めます。							
13. 苦情処理の体制	利用者及びその家族等からの苦情は、施設内に設置された「苦情処理担当者」(支援相談員)が受け、内部検討又は関係機関と連絡協議等をして迅速、適切な改善処置を行い、問題の解決を図ります。 [苦情相談窓口] ・群馬老人保健センター陽光苑 (電) 027-253-3317 ・前橋市介護保険課 (電) 027-224-1111 ・群馬県国民健康保険団体連合会 (電) 027-290-1323							
14. 第三者評価	非実施							
15. 協力医療機関	当苑入所者様の病状急変時や診療が必要となった際に速やかに診療や入院の対応が出来るよう、老年病研究所附属病院と日頃より協力体制を確保しています。 <table><tr><td>協力医療機関 協力歯科医療機関</td><td>公益財団法人 老年病研究所附属病院</td></tr><tr><td>所在地</td><td>前橋市大友町 3-26-8</td></tr><tr><td>診療科目</td><td>脳神経内科・脳神経外科・整形外科・内科等 歯科・口腔外科・皮膚科</td></tr></table>		協力医療機関 協力歯科医療機関	公益財団法人 老年病研究所附属病院	所在地	前橋市大友町 3-26-8	診療科目	脳神経内科・脳神経外科・整形外科・内科等 歯科・口腔外科・皮膚科
協力医療機関 協力歯科医療機関	公益財団法人 老年病研究所附属病院							
所在地	前橋市大友町 3-26-8							
診療科目	脳神経内科・脳神経外科・整形外科・内科等 歯科・口腔外科・皮膚科							